



平成20年1月23日

各 位

会 社 名 日 本 毛 織 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 降 井 利 光
(コード番号 3201 東証・大証各第一部)
本 社 所 在 地 大 阪 市 中 央 区 瓦 町 3 丁 目 3 番 1 0 号
問 い 合 せ 先 人 事 部 長 神 部 雅 之
(TEL. 06-6205-6620)

65歳定年制実施と確定拠出型企業年金の導入について

当社では、本年4月より定年制延長の実施をいたしますのでその概要をお知らせいたします。

記

1. 趣 旨

厚生年金の支給開始年齢の引き上げ、高年齢者雇用安定法の改正による60歳以降の雇用延長措置の義務化などにより、60歳以降の雇用環境・ライフスタイルは変化している。当社では、60歳を迎えた従業員がライフスタイルの変化にスムーズに対応できるよう雇用を確保し、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて従業員の定年年齢を段階的に延長する。この結果、定年退職と同時に厚生年金の受給が可能となり、年金の空白部分が解消される。

また、従業員のシルバーライフを充実させるため退職年金制度の拡充を図る。老後のライフプランを早くから設計できるよう自己資産の運用に取り組む機会を提供する目的で、確定拠出型企業年金を導入する。これにより60歳以降の雇用と収入を安定させて従業員が安心して働ける制度とし、スムーズな世代の交替、技能の継承を実現する。

2. 定年制延長の内容

平成21年4月1日以降の60歳到達者から定年年齢を65歳とする。

経過措置として平成20年4月1日以降の60歳到達者から定年年齢を64歳とする。

3. 新年金制度導入予定

平成20年12月に確定拠出型企業年金制度をスタートさせる。

以 上